

ル・ピュイ市におけるシットの見直し事業に関する研究[※]

Case Study on the redefinition of protection area of “Site” in Le-Puy-en-Velay[※]

田中尚人^{※※}・シリル マルラン^{※※※}・岩田圭佑^{※※※※}・永村景子^{※※※※}

By Naoto TANAKA, Cyrille MARLIN Keisuke IWATA and Keiko NAGAMURA

本研究は、日本固有の風景を保全する有効な手段として文化的景観制度を捉えるために、歴史的環境保全の先進国であるフランスの文化的景観制度とも言えるシット制度に範を求め、その事例に学ぶことを目的とする。具体的には、フランス中央山塊地域の南端に位置するル・ピュイ市におけるシットの見直し事業を対象に、その策定手法、住民参加の意味合い、歴史・景観の価値共有手法について考察した。本研究の成果は、直接的に日本の文化的景観保全に役立つのみならず、日仏における歴史を活かしたまちづくりや歴史的環境・文化財保全などに幅広く役立つものと考えられる。

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本研究は、日本固有の風景を保全する有効な手段として文化的景観制度を捉えるために、歴史的景観保全の先進国であるフランスの文化的景観制度とも言えるシット (site) 制度に範を求め、その事例に学ぶことを目的とする。

具体的には、フランス中西部中央山塊地域の南端に位置するル・ピュイ・アン・ヴレイ (Le-Puy-en-Velay, 以下ル・ピュイの略称を用いる) 市におけるシットの見直し事業を対象に、その策定手法、住民参加の意味合い、歴史・景観の価値共有手法について考察した。本シット見直し事業の正式名称はオーベルニュ (Auvergne) 広域圏の「ETUDE EN VUE DE LA REDEFINITION DES SITES INSCRITS ET CLASSES DU BASSIN DU PUY EN VELAY」である。

本研究の成果は、直接的に日本の文化的景観保全に役立つのみならず、日仏における歴史を活かしたまちづくりや歴史的環境・文化財保全などに幅広く役立つものと考えられる。

(2) 既往研究と参考文献

本研究は、フランスにおける歴史的環境保全に関する先達の成果、既往研究に多くを負っている。紙面の都合上、都市保全¹⁾、景観行政²⁾、文化財行政³⁾、行政全般⁴⁾に関する代表的な文献のみを挙げるに留めるが、記して感謝の意を表する。

その他、土木分野の歴史的環境保全に関する参考文献として馬場らのもの⁵⁾、新谷らのもの⁶⁾等を参考とさせて頂いた。

2. フランスにおけるシット制度の位置づけ

(1) フランスにおける歴史的環境保全制度の変遷

フランスにおける歴史的環境保全制度は、都市計画、景観保全、文化財保護などの各分野の法制度の協力によって成り立っている。既往研究を参考に、これらの変遷を年表 (表-1) に示した。

(2) フランスにおける地方行政制度の概要

フランスは中央集権が強固な反面、地方主権も進んでおり、行政的には様々なレベルで施策が運用されている。

簡単に整理すると、

①国 (Etat) レベル

②地域圏 (Région) レベル：全国に 22

③県 (Département) レベル：全国に 96

④コミューヌ (Commune) レベル：全国に約 36,000

この他に、③と④の間には都市や非都市地域の特性に応じて多様な行政組織が存在し、その一つに複数のコミューヌが共同して地域運営を行うコミュニテ・ダグロメラシオン (Communauté d'agglomération) が存在する。

また歴史的環境保全に関わる主な中央省庁として、文化・コミュニケーション省 (Ministère de la Culture et de la Communication)、エコロジー・持続可能開発・国土整備省 (Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement Durable et de la Mer) が挙げられる。

(3) フランスにおける歴史的環境保全制度の概要

都市部・非都市部を問わず、フランスの歴史的環境や景観を保全する制度を図-1 に示した。

[※]keywords：文化的景観，シット，歴史的環境保全，行政史

^{※※}正会員 博士 (工) 熊本大学政策創造研究教育センター
准教授 (〒860-8555 熊本市黒髪 2-39-1)

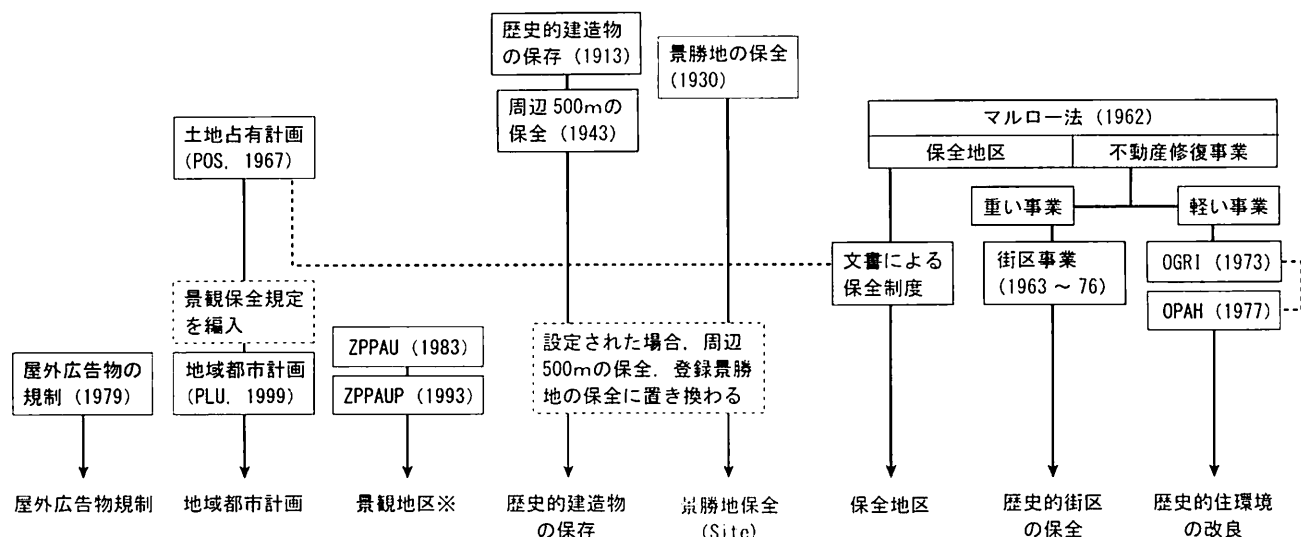
^{※※※}非会員 Ph.D Atelier de paysage à Pau 代表

^{※※※※}学生員 修士 (工) 熊本大学大学院自然科学研究科
博士後期課程

表-1 フランスにおける歴史的環境保全年表

year	※	event
1790		記念物委員会Commission des Monumentsが歴史的建造物目録作成
1830		ルイ-フィリップ「王政」は内務省に歴史的記念物総監のポストを創設
1831		歴史的記念物局Direction des monuments historiques創設
1837		歴史的記念物審議会Commission des monuments historiques創設、建造物リスト化着手
1840		フランス初の国家レベルの建造物リスト発刊(1,034件)
1887		1887年3月30日法、通称歴史的記念物保存法が成立 指定歴史的記念物monument historique classéの改変には省の許可を必要とする
1890	景	フランス・ツーリング・クラブTouring Club de Franceが結成、景勝地保全の監視役
1901	景	フランス風景保護協会Société pour la protection des paysages de France: SPPF設立、景勝地site保全訴える
1906	景	景勝地保護に関する1906年4月21日法成立、記念建造物や工作物に加え、自然景観保護にまで拡張
1907		歴史的記念物主任建築家Architecte en chef des monuments historiques制度化条例
1913		1913年12月31日法(以下1931年法、通称歴史的記念物法)制定 所有者の同意は必須でなくなり、歴史的記念物中央審議会と協議 記念物の指定には、①芸術担当大臣のアレテ(行政決定)arrêtéによって指定 ②中央審議会の意見を聞いたうえで国务院Conseil d'Etatの議を経たデクレ(政令、行政立法)décret
1919	都	フランス初の都市計画法、いわゆるコルニユデ法制定
1927		歴史的記念物補助目録inventaire supplémentaire des monuments historiquesに登録する 登録記念物monument inscritの制度が創設、指定と登録という2層のリスト化のシステムが成立、
1930	景	自然景観、景勝地及び学術的民俗的に重要な土地の保護に関する1930年5月2日法制定 天然記念物monument naturel及びその他の景勝地リスト、景観地目録inventaire des sitesを作成 主管官庁は、環境省Ministère de l'Environnementで文化コミュニケーション省との協議を行う 指定景勝地monuments naturels et sites classé(以下、指定景勝地)と登録景勝地とが定められた
1943		1913年法改正、歴史的記念物保存のため周囲半径500m以内の周辺域abords設定可能 歴史的記念物から望見できる(visibilité)、記念物とともに同時に見える(co-visibilité)建造物と広場 フランス建造物監視官architecte des bâtiments de France (ABF)制度創設
1953	都	土地法制定、公共主体が土地収用後、建築主体に再譲渡する方法が可能に 保留地を先行的に買取する権利は、Zone d'Aménagement Différé: ZADの区域を設定する
1955	都	都市計画全国規則Règlement national d'urbanisme: RNUが公刊
1958	都	1958年12月31日政令により、パリ地方圏整備・組織化プラン(PADOG)と指導都市計画プラン(PUD)不評
1962	都 都 都	作家アンドレ・マルローAndré Malraux文化相の主唱によりマルロー法が制定 歴史的環境を面的に保全再生するための事業制度ならびに保全地区secteur sauvegardé: SSを定めた フランスの歴史的芸術的遺産の保全立法の補完ならびに不動産修復の促進に関する1962年8月4日法 中核となる記念物を必要としない、歴史的町並み地区の保全、都市計画と直接の接点を有する 地価高騰を抑制し、用地確保の手段としてZone d'Aménagement Différé: ZAD制度制定 文化財の総合目録inventaire général des monuments et richesses artistiques de la France整備が創設 保全活用長期計画plan permanent de sauvegardé et de mise en valeur: PPSMV>1/500の公図に
1967	都	土地基本法loi d'Orientation Foncière: LOFにより、土地占用計画plan d'occupation des sols: POS制度制定 都市整備基本計画Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme: SDAUとPOSが、一万人以上都市圏に 地方自然公園制度の創設とともに広域を対象とした野外博物館の試み
1971		エコムゼécomuséeなる新語
1975		海岸保全に関する1975年7月10日法によって、公的な法人として海岸湖岸保全協会設立(仏版ナショナルトラスト) 任意の公共団体が保留地として土地を購入できるZone d'Intervention Foncière: ZIFの制度制定
1976	都 都	マルロー法改正、より柔軟な保全活用計画plan de sauvegardé et de mise en valeur: PSMVに 保全活用計画は、POSの詳細なものといえる 田園地帯の保全を目的とした地域制に、環境保護地区zone d'environnement protégé: ZEP制度
1983	都 都 都	地方分権法において、建築的・都市的文化財保護区域ZPPAU制度が創設 (zone de protection du patrimoine architectural et urbain)、ZPPAUは地域圏知事による承認 諮問および審査機関として、現在は歴史的考古学的民俗学的文化財地方圏議会COREPHAE 協議整備地区zone d'aménagement concerté: ZACなどの開発手法と共存ができる
1985	都	山岳の開発及び保護に関する1985年1月9日法、通称山岳法loi montagne成立
1986	都	自然保護法制定
1993	景 都 景 都 都	景観保全再生に関する1993年1月8日法、通称景観法loi paysageと呼ばれる新法が制定 ZPPAUは、建築的・都市的・景観的文化財保護区域(ZPPAUP)への改称、POSに含まれる 風景の保護再生に関するアレテを定める SDA>SD(基本計画)は、SCOT: schéma de cohérence territorialeへ POS(土地占用計画)は、PLU: plan local d'urbanismeへ
2000	都	2000年12月13日法、通称都市連帯・再生法loi relative à Solidarité et au Renouvellement Urbains: SRU制定

※: 無印は「文化財保全関連」、景は「景観関連」、都は「都市計画関連」



和田幸信著「フランスの景観を読む 保存と規制の現代都市計画」, 鹿島出版会, p.45, 2007.5. に加筆

図-1 フランスにおける歴史的環境及び景観保全制度の概要

(4) フランスにおけるシット制度の特徴

シットは、表-1 及び図-1 に示した通り、1906 年「景勝地保護に関する 1906 年 4 月 21 日法」により成立した制度である。それまで主な保存対象であった記念建造物や工作物に加え、景勝地 (site) にまで保護の対象が拡張された。1930 年には「自然景観、景勝地及び学術的・民俗的に重要な土地の保護に関する 1930 年 5 月 2 日法」が制定され、天然記念物 (monument naturel) 及びその他の景勝地リスト、景観地目録 (inventaire des sites) が作成された。

他の歴史的環境保全制度・手法のほとんどが、文化・コミュニケーション省の担当であるのに対し、シットの主管はエネルギー・持続可能開発・国土整備省 (1930 年当時は環境省) であり、文化・コミュニケーション省との協議を行う。広域圏レベルでは環境局 (DIREN : Direction Regionale de l'Environnement) が担当機関となる。

シットには制定当初より、国が指定するシットクラッセ (Site Classé) と、それより拘束力が弱く、言わば登録に当たるシットアンスクリット (Site Inscrit) がある。

シットは、自然・文化・歴史・風景などに非常に広範な土地の価値を保護するための制度であると言える。現在、自然環境については、1986 年に「自然保護法」が制定され各種公園制度によって保全される部分も大きくなっている。

3. ル・ピュイ市におけるシットの見直し事業の現状と課題

(1) ル・ピュイ市の概要

ル・ピュイ市はフランス中西部中央山塊地域の南端に位置する、オーベルニュ地域圏、オート・ロワール (Haute-Loire) 県の県都である (図-2 参照)。面積は約 1,679km²、人口は約 2 万人、平均標高 630m の山間地域のピュイ盆地にあり、市中心部の死火山頂上に立つ 18m の巨大なマリア像や急峻な柱状台地の上に立地するサンミッシェル教会など、写真-1

のような独特の風景が見られる。マリア像の麓のノートルダム大聖堂やサンジャック施療院は、ユネスコ世界遺産「フランスのサンチャゴ・デ・コンポステラの巡礼路 (1998 年認定)」に含まれ、まち自体が 4 本ある主要な巡礼路の 1 本の基点となっている。このようにル・ピュイは、1,000 年以上の歴史を有する司教座都市として中世以来 (図-3 参照) 多くの人々が訪れる行政、観光都市である。

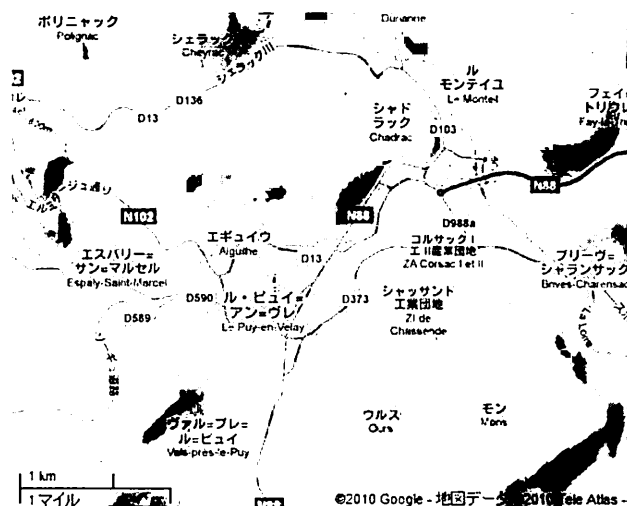


図-2 ル・ピュイ市周辺地図 (Google Map に加筆)



写真-1 ル・ピュイ市遠景

図-3 近代期のル・ピュイ

(2) ル・ピュイ市のシットの歴史

ル・ピュイ市には、図-4 に示したように 4 箇所のシットクラッセ (1909 年, 1910 年に 2 箇所, 1973 年にそれぞれ指定)

シットクラッセのうち、古い3つのシットは1906年文化財保護法に従って、ほぼ最初期に設定されたものである。これに対して、1973年に設定されたエルミタージュ (Secteur de l'Hermitage) のシットクラッセと広域のシットアンスクリット (Site de la région du Puy-Polignac) は、1960年代、70年代に急激な都市化による開発から歴史的環境を保全するために設定されたものである。

ル・ピュイ市のシット見直し事業は、以下のような問題点、課題を解決するためのものである。

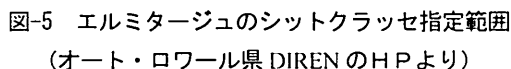
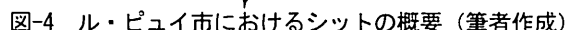
- ①広域なシットアンスクリットの機能不全
- ②開発に対するシット保全の戦略不足
- ③持続可能な地域開発とシット内の水と緑の回廊の関連づけ
- ④シットと市街地（居住地域）との関連づけ
- ⑤エルミタージュのシットクラスの開発可能性(図-2 参照)

前章で概説したル・ピュイ市のシットの問題点、課題を解決するために、本稿共同執筆者であるシリル・マルタンは、ランドスケープアーキテクト、博物学コンサルタント、景勝地監視官（Inspecteur des sites）らとチームを組織し、以下のような方針で見直し計画を進めている。

複数のコミュニューが存在する広域なシットアンスクリット内において、各コミュニューが直面する開発行為に対して、無作為に対応することの困難をまず克服する。当地の景勝地監視官であるフランシス・ローメ（Francis ROME）氏へのヒアリング調査において「皆がシットのことをまるで自分の庭のように思うことが大切である」との回答を得ている。

シットが保全する土地の価値を、見直しチームは「風景の価値」と呼び、これを顕在化させるために、様々な主体とともに対象地を実際に歩く、いわば「まち歩き」の手法をとっている。一緒に歩く人々は、コミュヌの長（maire）たちであつたり、フランス建造物監視官（ABF：Architecte des Bâtiments de France）であつたり、対象地周辺に住む写真家、各種専門家であつたりする。最終的には、地域住民たちと風景の価値を共有することがシットの存在意義となる。

ル・ピュイ市のシットの価値は「独特の盆地地形内に錯綜する視線の交錯」にあると見直しチームは考えている。市街地に近接した農耕地、川を隔てて相対する人為的景観と自然景観、急峻な山の頂上から見える他の頂上など、豊かな風景の特徴を活かしこれらの質を高めるような開発を誘導していく必要がある。水と緑の回廊の設定や、視点場の整備、シットに関する学習方法なども検討されている。



地形を含め自然環境から人為的環境や構造物、不可視な地誌までを含んだ概念として、シットが日本の文化的景観制度に与える影響は大きい。発表時には完成原稿を提示する予定であることをお詫び申し上げ、小結とする。

- 1) 西村幸夫：都市保全計画 歴史・文化・自然を活かしたまちづくり，東京大学出版会，2004.9.
- 2) 和田幸信：フランスの景観を読む 保全と規制の現代都市計画，鹿島出版会，2007.5.
- 3) 独立行政法人文化財研究所・東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター：フランスに於ける歴史的環境保全一重層的制度と複層的組織，そして現在，2005.3.
- 4) 下條美智彦：フランスの行政，早稲田大学出版部，1999.5.
- 5) 馬場俊介監修・岡田遼久・小林一郎・佐々木葉・鈴木圭著：歴史と意匠の歴史的展開ー土木構造物・都市・ランドスケープー，信山社サイテック，1998.9.
- 6) 新谷洋二編著・久保田尚ら著・（社）日本交通計画協会編集協力：歴史を未来につなぐ まちづくり・みちづくり，学芸出版社，2006.1.